

## 豊島区居住環境総合整備事業評価委員会設置要綱

令和7年4月14日

地域まちづくり担当部長決定

制定 令和元年12月2日

全部改正 令和7年4月14日

### (設置)

第1条 豊島区が実施する居住環境総合整備事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着手である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じてその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止する等、対応方針を決定することを目的として、豊島区居住環境総合整備事業評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置するものとする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 居住環境総合整備事業の評価に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認めたこと。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 都市整備部長
- (3) 土木担当部長

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を主宰する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めるものがその職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任することができる。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部地域まちづくり課において行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が庶務と協議のうえ定めることができる。

附 則

この要綱は、令和元年12月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規定（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条の規定により、地域まちづくり担当部長の決定区分とする。
- 3 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の豊島区居住環境総合整備事業評価委員会設置要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後の豊島区居住環境総合整備事業評価委員会設置要綱の規定により処分、手続その他の行為とみなす。